

## 河北省賃金支給規定

2003年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ） 北京事務所 編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 河北省賃金支給規定

(2002年12月18日河北省人民政府第57回常務会議で通過 2002年12月18日河北省人民政府令〔2002〕第23号により公布 2003年2月1日から施行)

### 第一章 総則

第一条 賃金支給行為を規範化させ、労働者が労働報酬を獲得する合法的權益を守るために、『中華人民共和国労働法』及び関連法律・法規の規定により、本省の実際状況と結び付けて本規定を制定する。

第二条 本規定は本省行政区域内の企業、民営非企業単位及び個人経済組織（以下「使用者」と総称する）並びに労働関係を形成した労働者に適用する。

第三条 使用者は省人民政府が許可・発布する年度賃金指導線と本単位の経済効率に応じて、労働者の賃金を確定し、逐次に労働者の賃金レベルをアップさせるものとする。

第四条 県級以上人民政府の労働と社会保障行政部門は使用者の賃金支給に対する管理と監察活動を担当する。

### 第二章 賃金支給

第五条 使用者は労働者と労働契約書を締結し、以下の通りに賃金支給内容を確認するものとする。

(一) 支給基準

(二) 支給項目

(三) 支給形式

(四) 支給の周期と期日

(五) 特殊な状況における賃金支給基準

(六) 支給の控除

(七)ほかの賃金支給内容。

第六条 使用者は労働者と労働関係を形成した日から賃金を計算・支給するものとする。

第七条 使用者は満額で労働者に賃金を支給するものとする。上前を取ったり理由なく滞納したりしてはいけない。

賃金は法定貨幣の形で支給するものとし、貨幣の代わりに実物或は有価証券で支給してはいけない。

第八条 使用者が正常な労働を提供する労働者（研修、徒弟を含める）に支給する賃金は現地の最低賃金基準を下回ってはいけない。

第九条 使用者は少なくとも月一回で労働者に賃金を支給するものとする。週給、日給、時給制を実行する場合は週間、日間、時間で賃金を計算・支給できる。

第十条 使用者は直接的に賃金を労働者本人に支給するものとするが、労働者本人が賃金を受取ることができない場合は、その代わりに受け取るよう他人に委託できる。

使用者は銀行に賃金の支給を委託する場合、賃金を労働者本人名義に振り込むものとする。

第十一条 使用者は契約書に規定される期日通りに賃金を支給し、労働者に個人賃金明細を提供するものとする。約束した賃金支給期日が法的祝祭日或は休日である場合、早めに最も近い前の勤務日に支給するものとする。

一回的な臨時労働を完成した労働者に、使用者は労働任務を果たした後で直ぐに賃金を支給するものとする。

第十二条 使用者は労働者に支給した賃金の金額、項目、時間を書面的に記録し、賃金受取者のサインを記載し、少なくとも二年間にわたり検査に備えて保存しておくものとする。

第十三条 使用者は法に基づき、法定祝祭日、公共休日或は法定基準労働時間以外に労働者の労働時間を延ばすには、下記の基準通りに賃金を支給するものとする。

(一)法定基準労働時間以外に労働時間を延ばす場合、労働契約書に規定される本

人の時給賃金基準の150%を下回らず支給する。

(二)公共休日に仕事をした場合、同じ時間の振替休日を取らせるものとし、振替休日を取らせることが不可能な場合、労働契約書に規定される本人の日給賃金基準の200%で支給する。

(三)法定休日に仕事をした場合、労働契約書に規定される本人の日給賃金基準の300%で支給する。

出来高賃金制を実行する場合、労働者は出来定額の任務を果たした後で、使用者は労働時間を延ばすには、各々に法定労働時間の出来単価の150%、200%、300%で支給するものとする。

労働者の賃金基準を明らかにさせていない場合、本人の当月実払いした賃金総額を基準として残業或は労働時間延長賃金を計算する。

第十四条 労働と社会保障行政部門に承認を得て労働時間総合計算制を実行する場合、総合計算労働時間が法定基準労働時間を上回る部分を延長労働時間とし、本規定第十三条第一ヶ条の規定に基づき労働者に賃金を支給する。

第十五条 婦人節、少数民族伝統祝日など一部の国民休日期間中に、使用者は労働者を社会、単位が主催する休日イベントに参加させる場合、同じ時間の振替休暇を取ることができる。振替休暇を取ることができない場合、賃金を支給するが、延長労働時間で計算しない。公共休日に使用者に仕事を手配する場合、公共休日の賃金基準に基づき賃金を支給する。

第十六条 下記の費用は使用者が労働者の賃金から源泉徴収として代理控除する。

(一)労働者個人が納付すべき税金

(二)労働者個人が納付すべき社会保険費

(三)法院の判決により労働者が受け持つべき扶養費、慰謝料などの費用

(四)法律、法規に規定されるほかの費用。

第十七条 下記の費用を使用者は労働者の賃金から控除することができる。

(一)法に基づき締結した労働契約書に明確に規定される費用

(二)使用者は法に基づき制定し、従業員代表大会に承認を得た会社規定、会社紀

律に明記される費用

(三)使用者と労働者は協議を経て合意できた費用。

前述の箇条（一）、（二）の規定に基づき控除した後の賃金残高は現地の最低賃金基準を下回ってはいけない。

第十八条 使用者と労働者は法に基づき労働契約書を終了・解除する場合、使用者は終了の日から三日間以内に一括的に労働者に賃金を支給するものとする。賃金は労働契約書の解除或は終了の日までに計算・支給する。

国家の関連規定により計算・支給する経済補償金を同時に支給するものとする。

### 第三章 特殊な状況における賃金支給

第十九条 使用者は指令性計画に応じて軍隊転職幹部、復員、退役軍人を受け取る場合、国家の規定による賃金基準を執行することができる。職場によって同等人員の賃金基準を参照して賃金基準を確定することもできる。

職場で賃金基準を確定する場合、国家规定による賃金基準を下回ってはいけない。

第二十条 関連職業訓練規定により、労働者が六ヶ月間以内に承認を得て職場を離れて学習・訓練を行う場合、本人の賃金基準に基づき賃金を支給する。学習・訓練期間が6ヶ月間以上である場合、使用者と労働者とは協議して賃金基準を確定する。

第二十一条 労働者は法に基づき、結婚休暇、忌引き、帰省休暇・年休などの休暇を享受する期間中に、使用者は本人の賃金基準に基づき賃金を支給するものとする。

労働者は出産或は計画成育手術で休暇を取る場合、河北省計画生育法規の規定により執行する。

第二十二条 労働者は規定医療期間内に公務で負傷したり職業病で労働を停止する場合、使用者は関連規定に基づき労災手当を支給するものとする。

労働者は規定医療期間内に病気或は非公務負傷で労働を停止する場合、使用者は国家规定基準で病欠賃金或は病気救済金を支給するものとする。病欠賃金或は病気救済金は現地の最低賃金基準の80%を下回ってはいけない。

第二十三条 労働者は法に基づき社会活動に参加する期間中に、使用者は賃金を

支給するものとする。

第二十四条 労働者の私用休暇期間中に賃金を計算・支給しない。

第二十五条 労働者は人民法院に管制や拘役の判決を下されたが、執行猶予が付いたり、懲役刑に執行猶予が付いたりする場合、使用者は労働者と労働契約書を解除しておらず、労働者が正常に労働する場合、使用者は現任職場の賃金基準に基づき賃金を支給するものとする。

第二十六条 労働者は犯罪の容疑で司法的強制措置或は行政拘置が取られ、人身自由が制限される期間中に正常に労働しなかった場合、使用者は賃金を支給しなくてよい。

第二十七条 使用者は生産経営困難で資金繰りに影響を受けて暫時時間通りに労働者に賃金を支給することができない場合、本単位の労働組合代表或は従業員代表を協議して合意できた後、延期して賃金を支給できるが、1ヵ月間を超えてはいけない。

第二十八条 労働者本人の原因によらず一ヶ月間以上に労働者の休業が起こった場合、使用者は生活費を支給するものとし、生活費の基準が現地の最低賃金基準の80%である。

#### 第四章 賃金支給の監督管理

第二十九条 各級労働組合は『中華人民共和国工会法』などの法律、法規と規程に基づき、使用者の賃金支給状況に対し監督を行う。

第三十条 使用者は下記の何れかに該当する場合、労働者は労働と保障部門に告発する権利を有する。

(一) 契約書規定通りに賃金を支給しなかった場合

(二) 本市の最低賃金基準を下回って賃金を支給した場合

(三) 上前を取ったり、理由なく賃金を滞納したりした場合

(四) 残業賃金の支給を拒否した場合

(五) 使用者は賃金滞納で故意に財産移転を図り、法定代表者或は経営担当者は故意に回避・逃げ隠れする場合

(六)労働者賃金支給に影響を施すほかの場合。

第三十一条 請負側による工事代金滞納で建築業工事企業は労働者の賃金を滞納する場合、労働と社会保障行政部門は請負側が予め労働者賃金を支給するよう命じることができる。

予め支給する工事代金を滞納する工事大金を限りとする。

第三十二条 企業は基本開設銀行で賃金資金専門口座を開設し、『賃金総額使用マニュアル』に基づき賃金現金を支給するものとする。

賃金基金専門口座は少なくとも一ヶ月間の賃金回転金を保留しておくものとする。

第三十三条 何れかの単位や個人は不法差押或は使用者の賃金資金専門口座凍結を行ってはいけない。

## 第五章 法律責任

第三十四条 使用者は本規定に違反し、上前を取ったり、理由なく賃金を滞納したりし、現地の最低賃金基準を下回って労働者賃金を支給した場合、県級以上の労働と保障行政部門は『河北省労働と社会保障監察条例』の規定に基づき処罰を与える。

第三十五条 本規定第十二条の規定に違反する場合、県級以上の労働と保障行政部門は一千元以下の罰金を課す。

第三十六条 労働と保障部門及び役員職権を乱用し、職務を怠り、情実にとらわれて不正行為を犯して犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合、行政処分を与える。

## 第六章 附則

第三十七条 本規定による賃金とは国家関連規定に基づき労働契約書の約束により、使用者が貨幣の形で労働者に支給する労働報酬のことである。

第三十八条 本規定は2003年2月1日より施行する。